

令和7年度

事業者向け

富士宮市ゼロカーボン推進設備等導入費補助金

【補助対象者】

市内に事業者等を有し、市税の滞納がなく、設備の設置又は購入に関し、市の他の補助金を受けていない事業者。

※会社法第2条第6号に規定する大会社は除く

【受付期間】

令和7年4月1日(火)～令和8年1月30日(金)

※予算が上限に達し次第受付終了

【予算額】

令和7年度予算額：25,000,000円



補助対象設備	補助金額
太陽光発電システム	1kwあたり2万円(上限額：100万円) ※太陽電池モジュールとパワーコンディショナを比較して 低い方の出力に2万円を乗じた金額
定置用リチウムイオン蓄電池	上限額：10万円 ※6年以上のリース契約の場合…上限額：5万円
ビークル・トゥ・ホームシステム	上限額：5万円
クリーンエネルギー自動車	上限額：5万円
省エネ設備 (空調設備・給湯設備・照明設備)	上限額：200万円…下限額：20万円

※補助金は、補助対象経費の2分の1以内、上限額及び下限額の範囲内での支給となります。

【注意事項】

設備設置工事の着手前・車両の登録前に申請を行うこと。



補助金の詳細・申請書類は、
富士宮市のHPをご確認ください。

[事業者の皆さんへ]→[産業・環境]→[地球温暖化対策]→[ゼロカーボン推進設備等導入費補助金(事業者用)]

【問い合わせ】

富士宮市役所4階 環境企画課 環境エネルギー室

TEL ☎ : 0544-22-1131

MAIL ✉ : kan-ene@city.fujinomiya.lg.jp

Q & A



【補助の対象について】

Q1 個人事業主は、補助対象になりますか？

A1 補助対象となります。
なお、店舗併用住宅の場合、店舗と居宅で電力量計(スマートメーター)を分けてあり、電力需給契約者が事業所名ならば、補助対象となります。

Q2 本社が市外にあり、事務所や店舗が富士宮市にある場合、補助対象となりますか？

A2 補助対象となります。
ただし、発電・蓄電した電力を市外の事業所で使用する場合、補助対象外となります。

Q3 市内に支店が複数ある場合、全支店が補助対象になりますか？

A3 全支店が、補助対象となります。

Q4 設置済みや車両登録済みの場合も補助対象になりますか？

A4 設置済み(車両登録済み)の場合、補助対象外となります。

Q5 中古機器・自作品・中古車を購入する場合、補助対象になりますか？

A5 補助対象外となります。新品かつ未使用品、新車が対象となります。

Q6 賃貸物件など自己所有でない建物に設備を導入する場合、補助対象になりますか？

A6 補助対象となります。
ただし、設備の導入に関して、事前に建物所有者の合意を得てください。

【補助対象設備について】

A1 燃料電池自動車(FCV)は、補助対象になりますか？

Q1 補助対象外となります。

Q2 電気自動車をリースで導入する場合、補助対象になりますか？

A2 補助対象外となります。

Q3 野立ての太陽光発電設備も補助対象になりますか？

A3 事業所等の敷地内に設置し、事業所の電力として使用する場合は、補助対象となります。
(市条例により、別に届出等が必要になる場合があります。)